

(5) 生活環境の整備

農村基盤G

農山漁村交付金事業名	農業集落排水事業(団体営)			
(参考)補助事業名	農業集落排水資源循環統合補助事業(団体営)			
事業内容	<p>農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥を処理する施設を整備し、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与する。</p> <p>また、農業集落排水処理施設の長寿命化やライフサイクルコストの低減・平準化を図るのため、既存施設の機能低下等の確かな状況把握(施設機能診断調査)を通じた、市町村の全施設を対象とした最適整備構想の策定を行う。</p> <p>(1) 汚水処理施設または資源循環施設(発生汚泥等の堆肥化等再生利用施設や太陽光発電施設)及びこれらに附帯する①農業集落道②水洗化用水施設③周辺環境配慮施設</p> <p>(2) 農業集落排水施設の機能の長期的な安定化を確保するため、供用中の施設に対して行う改築事業(処理施設の改善、高度処理施設の追加、施設機能回復等)。[改築＝機能強化対策]</p> <p>(3) (1),(2)の事業の施行に必要な調査及び計画の策定。</p> <p>(4) 農業集落排水施設の劣化状況を調べる機能診断調査及びその結果に基づき施設機能を保全するために必要な対策方法等を検討する最適整備構想の策定。</p>			
採択要件	<p>1. (1)の事業にあつては</p> <p>1) 受益戸数概ね20戸(離島は10戸)以上。</p> <p>2) 排水管路末端の受益戸数2戸以上及び災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設(敷地面積0.3ha以上の防災拠点又は避難所に限る。)に整備するマンホールシステム。(ただし、マンホールを含む下部構造物に限る。また、1処理区あたり1か所が上限、敷地面積0.3ha以上1ha未満に該当する防災拠点又は避難所におけるマンホールシステムの整備については、1地方公共団体あたり10か所が上限)</p> <p>3) 汚水処理施設は原則として処理対象人口概ね1,000人程度以下とするか、1,000人を超えるような場合においては、関係市町村及び県の農林部局・下水道部局との間で協議調整のうえ、事業を実施することができる。</p> <p>4) 資源循環施設は汚泥、処理水若しくは雨水の循環利用を目的とした施設であること。または、汚水処理施設等に電力を供給することを目的とした施設(売電目的の施設は除く。)</p> <p>5) 附帯する施設の要件</p> <p>① 排水管を敷設する集落内道路の拡幅・舗装</p> <p>② 事業区域内の集落便所を水洗化するために追加的に必要となった用水を確保する施設</p> <p>③ 処理施設から放流される処理水を利用する親水・景観保全のための施設</p> <p>2. (2)の事業にあつては</p> <p>1) 改築の場合は、最適整備構想が策定されており、改築に要する費用の額が2,000千円以上であつて、かつ次のいずれかの要件に該当する施設であること。</p> <p>① 維持管理が適切に行われているものであつて、原則として7年以上経過していること。</p> <p>② 供用開始後に汚水処理の対象人口の著しい増加、処理水の水質基準の強化、その他の既存の農業集落排水施設を取り巻く条件または環境の変化が認められること。</p> <p>③ 汚水処理施設等に電力を供給することを目的とした太陽光発電施設であること。</p> <p>④ 対象施設は農業集落排水事業のほか、農村総合整備モデル事業等で整備したもの(国の助成を受けずに整備したものを含む)。</p> <p>3. (3)の事業にあつては、</p> <p>① 計画の概要を定める書類を作成する業務であること。</p> <p>② 改築の要否、工法等についての調査診断に関する業務であること。</p> <p>4. 整備対象集落は、農業振興地域(これと一体的に整備することを相当とする地域を含む)内の農業集落とする。</p> <p>5. 「農業集落排水資源循環促進計画」が策定されていること。</p> <p>6. (3)の事業にあつては、当該市町村内に整備された農業集落排水施設であること。</p>			
実施要綱	農山漁村地域整備交付金実施要綱			
実施要領	農山漁村地域整備交付金実施要領 別紙4-1(農村整備に係る運用) 別紙4-2(農村整備に係る取扱い)			
交付要綱	農山漁村地域整備交付金交付要綱			
交付率	区 分	国	県	その他
	(1)(2)(3)	50	0	50
	(4)	100 (1 構想当たり処理区数×100万円+200万円 当該額が800万円を超える場合は上限800万円)	0	0
適 用	農山漁村地域整備交付金で平成29年度以降に事業着手する場合にあつては、費用対効果の算出が必要。(調査及び計画の策定、機能診断調査及び最適整備構想の策定を除く。)			

交付金事業名	【地方創生推進交付金】地方創生汚水処理施設整備推進交付金(農業集落排水事業)			
事業主体	団 体 営			
事業内容	<p>農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥を処理する施設を整備し、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与する。</p> <p>(1) 汚水処理施設または資源循環施設(発生汚泥等の堆肥化等再生利用施設や太陽光発電施設)及びこれらに附帯する①農業集落道②水洗化用水施設③周辺環境配慮施設</p> <p>(2) 農業集落排水施設の機能の長期的な安定化を確保するため、供用中の施設に対して行う改築事業(処理施設の改善、高度処理施設の追加、施設機能回復等)。[改築＝機能強化対策]</p>			
採択要件	<p>1. (1)の事業にあつては</p> <p>1) 受益戸数概ね 20 戸(離島は 10 戸)以上。</p> <p>2) 排水管路末端の受益戸数 2 戸以上。</p> <p>3) 汚水処理施設は原則として処理対象人口概ね 1,000 人程度以下とするか、1,000 人を超えるような場合においては、関係市町村及び県の農林部局・下水道部局との間で協議調整のうえ、事業を実施することができる。</p> <p>4) 資源循環施設は汚泥、処理水若しくは雨水の循環利用を目的とした施設であること。または、汚水処理施設等に電力を供給することを目的とした施設(売電目的の施設は除く。)</p> <p>5) 附帯する施設の要件</p> <p>① 排水管を敷設する集落内道路の拡幅・舗装</p> <p>② 事業区域内の集落便所を水洗化するために追加的に必要となった用水を確保する施設</p> <p>③ 処理施設から放流される処理水を利用する親水・景観保全のための施設</p> <p>6) 同一の市町村で所管が異なる2種類以上の汚水処理施設整備事業(公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽)が地域再生計画期間中に実施されること。 かつ地域再生計画目標として下記のとおり掲げること。</p> <p>・農業集落排水(目標:普及率の向上)</p> <p>・公共下水、合併浄化槽(目標:普及率の向上または水質保全)</p> <p>2. (2)の事業にあつては</p> <p>1) 改築に要する費用の額が 2,000 千円以上であつて、かつ次のいずれかの要件に該当する施設であること。</p> <p>①維持管理が適切に行われているものであつて、原則として7年以上経過していること。</p> <p>②供用開始後に汚水処理の対象人口の著しい増加、処理水の水質基準の強化、その他の既存の農業集落排水施設を取り巻く条件または環境の変化が認められること。</p> <p>③汚水処理施設等に電力を供給することを目的とした太陽光発電施設であること。</p> <p>2) 同一の市町村で所管が異なる2種類以上の汚水処理施設整備事業(公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽)が地域再生計画期間中に実施されること。 かつ地域再生計画目標として下記のとおり掲げること。</p> <p>・農業集落排水(目標:水質保全等)</p> <p>・公共下水、合併浄化槽(目標:普及率の向上)</p> <p>3. 整備対象集落は、農業振興地域(これと一体的に整備することを相当とする地域を含む)内の農業集落とする。</p> <p>4. 「地域再生計画」、「農業集落排水資源循環促進計画」が策定されていること。</p> <p>5. 同一の市町村で所管が異なる2種類以上の汚水処理施設整備事業(公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽)が地域再生計画期間中に実施されること。</p> <p>6. 農山漁村地域整備交付金事業で既に実施されている地区について、汚水処理施設整備交付金への制度移行も可能である。</p>			
関係法令	地域再生法			
制度要綱	地方創生推進交付金制度要綱			
交付要綱・要領	地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱、交付要領			
補助率	区 分	国	県	その他
	(1),(2)	50	0	50
適用				

農山漁村交付金事業名	地域用水環境整備事業			
事業主体	県 営 ・ 団 体 営			
事業内容	<p>農村地域における生活空間の質的向上等を図るため、水路、ダム、ため池等の農業水利施設の保全管理又は地域用水機能の維持増進に資する施設の整備等を行う</p> <p>1. 地域用水環境整備事業</p> <p>農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に、地域用水機能の維持増進等に資する以下に掲げる施設の整備</p> <p>ア 親水・景観保全のための施設としての親水護岸、遊水施設、せせらぎ水路等の整備(親水・景観保全施設整備)</p> <p>イ 蛍ブロック、魚巣ブロック、草生水路、魚道等の整備(生態系保全施設整備)</p> <p>ウ 地震などの災害発生時に消防水利又は生活水利を容易にするための施設としての、防火水槽、吸水桝、給水栓及びアクセス施設等の整備(地域防災施設整備)</p> <p>エ 渇水時に必要となる以下の施設(渇水対策施設整備)</p> <p>①農業排水を再利用するための堰、揚水機、送水管等の整備</p> <p>②緊急水源確保のための、ファームポンド、ため池及び簡易井戸等の整備</p> <p>③各水源間で相互に農業用水を融通するための連絡水路等の整備</p> <p>オ 造成された施設の適切な利用と保全を図るためのベンチ、パーゴラ、水質保全施設、緑化、消雪施設、便所、水飲場、休憩所、駐車場、管理道、遊歩道、案内板、照明、安全施設等の整備(利用保全整備)</p> <p>カ 地域用水機能の増進のための施設としての共同洗い場、チェックゲート、反復利用施設等の整備(地域用水機能増進施設整備)</p> <p>キ 農業水利施設の包蔵水力を活用した小水力発電のための施設整備(新設、更新・部分改修)(小水力発電整備)</p> <p>2. 歴史的施設保全事業</p> <p>歴史的な土地改良施設を対象に、当該施設の有する歴史的価値の保全に配慮しつつ、施設の機能の維持又は向上及び安全性確保のため緊急に必要な補強工事並びに当該施設の適切な保全・管理のために当該工事と一体的に整備する必要のある以下の施設の整備</p> <p>ア 当該施設に関連する資料の収集・保管庫の整備</p> <p>イ 管理道及び駐車場の整備</p> <p>ウ 当該施設の維持補修に必要な技術の習得等</p> <p>※1の事業実施主体は県、市町村、土地改良区等。ただし、単独地域防災施設整備、単独渇水対策施設整備、単独魚道整備については県営</p> <p>※2の事業実施主体は県、市町村、土地改良区等。ただし、文化財以外を対象とする場合については県、市町村</p>			
要件	<p>1. 地域用水環境整備事業</p> <p>(1)事業計画区域及びその周辺地域の自然的、社会的、歴史的諸条件やこれら地域に係る他の地域計画等から、事業を実施することが適当と認められること。</p> <p>(2) 総事業費が5千万円以上。地域用水機能増進施設の整備を行う場合は、「地域用水機能増進基本計画」が策定されていること。</p> <p>(3) 事業により整備した施設の適正な維持管理が行われると認められること</p> <p>(4) 単独地域防災施設整備、単独渇水対策施設整備、単独魚道整備及び小水力発電整備にあつては、下記の要件に該当するものであること。</p> <p>ア 単独地域防災施設整備(「地域防災施設整備事業計画」が策定されていること)</p> <p>総事業費が3千万円以上であること。</p> <p>イ 単独渇水対策施設整備(「渇水対策施設整備事業計画」が策定されていること)</p> <p>総事業費が3千万円以上。近年、渇水に伴う取水制限が行われている地域における施設整備であること。</p> <p>ウ 単独魚道整備(「魚道整備事業計画」が策定されていること)</p> <p>・魚道が未整備、又は河川の流水による損傷により正常に機能していない施設</p> <p>・河川管理者、流域内の利水者協議会等から魚道の整備を要請されている施設</p> <p>エ 小水力発電整備(「小水力発電整備事業計画」が策定されていること)</p> <p>土地改良施設等の維持管理費の節減が見込まれるものとして、その施設等を対象に電力を供給する小水力発電施設であること。</p> <p>整備する施設の費用が以下を満足すること。</p> <p>$[建設費 \times 発電事業者費用負担率] \div [年間売電収入 - 年間維持管理費] \leq 総合耐用年数 \times 1/2$</p> <p>2. 歴史的施設保全事業</p> <p>(1)「歴史的施設保全事業計画」が策定されていること。</p> <p>(2)下記の要件に該当すること。</p> <p>ア 文化財保護法第27、57、78、109条又は第182条の規定に基づき文化財として指定されているか、若しくは、登録されることが確実と認められる土地改良施設</p> <p>イ 当該施設の支配面積又は一連の群として関連性を持つ複数の施設の支配面積の合計が20ha以上であること。</p> <p>ウ 事業により整備した施設の適正な維持管理が行われていること。</p> <p>エ 総事業費が3千万円(ため池にあつては8百万円)以上であること。</p>			
実施要綱	農山漁村地域整備交付金実施要綱			
実施要領	農山漁村地域整備交付金実施要領 別紙2			
交付要綱	農山漁村地域整備交付金交付要綱			
交付率	区分	国	県	その他
	小水力発電整備(施設整備)	50	10(15)	40(35)
	その他	50	未	未
	()内の率は6法(離島、山振、半島、過疎、特農)指定地域、豪雪地帯特別措置法で指定された特別豪雪地帯、急傾斜地帯に適用			
適用	事業実施にあつては、「地域用水環境整備事業計画概要書」及び「地域用水等事業計画」を作成 小水力発電整備(施設整備)の交付率は団体営のみ			